別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基本計画		
事項	記入欄	備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更	
フリガナ 設置者	ｺｸﾘﾂﾀﾞｲｶﾞｸﾎｳｼﾞﾝ ｻｶﾞﾀﾞｲｶﾞｸ 国立大学法人　佐賀大学	
フリガナ 大学の名称	ｻｶﾞﾀﾞｲｶﾞｸ 佐賀大学	
大学本部の位置	佐賀県佐賀市本庄町１番地	
大学の目的	国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。	
新設学部等の目的	佐賀県においては、地域間・診療科間で医師の偏在が指摘される状況が継続して生じている。このような状況の下で、地域医師確保の観点から、令和９年度の医学部医学科の入学定員３名を増員する。	

新設学部等の概要

新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	備考
	年	人	年次 人	人			年　月 第　年次		
教育学部 共同教員養成課程	4	120	－	480	学士 （教育学）	教育学・保育学関係	令和8年4月 第1年次	佐賀県佐賀市本庄町１番地	
芸術地域デザイン学部 芸術地域デザイン学科	4	110	3年次 5	450	学士(芸術) 学士 (地域ﾃﾞｻﾞｲﾝ)	美術関係	平成28年4月 第1年次	同上	
経済学部 経済学科	4	230	－	920	学士(経済学)	経済学関係	令和9年4月 第1年次	同上	令和8年7月 設置報告済
医学部 医学科	6	101 (98)	－	591 (588)	学士（医学）	医学関係	令和9年4月 第1年次	佐賀県佐賀市鍋島５丁目1番1号	医学部医学科の今回の３名の入学定員の増員は、令和９年度のみの臨時定員増である。 また、医学部医学科の令和８年度における収容定員は６１４人である。
看護学科	4	60	－	240	学士 （看護学）	保健衛生学関係 （看護学関係）	平成16年4月 第1年次	同上	
理工学部 理工学科	4	510	3年次 15	2,070	学士(理学) 学士(工学)	理学関係 工学関係	平成31年4月 第1年次	佐賀県佐賀市本庄町１番地	
連係協力学部（Ⅰ） 理工学科からコスメティックサイエンス学環の内数とする入学定員数		10	－	40					
農学部 生物資源科学科	4	175	－	700	学士(農学)	農学関係	平成31年4月 第1年次	同上	
連係協力学部（Ⅱ） 生物資源科学科からコスメティックサイエンス学環の内数とする入学定員数		20	－	80					
学部等連係課程実施基本組織									
コスメティックサイエンス学環	4	30	－	120	学士（学術）	理学関係 農学関係	令和8年4月 第1年次	同上	
計		1,306 (1,303)	3年次 20	5,451 (5,448)					

(人)	入学定員	収容定員
令和８年度	101	614
令和９年度	101	612
令和10年度	98	607
令和11年度	98	602
令和12年度	98	597
令和13年度	98	594
令和14年度	98	591
令和15年度	98	588

同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）	該当なし	

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計		
	―	―科目	―科目	―科目	―科目	―単位	

	学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
		教授	准教授	講師	助教	計			
		人	人	人	人	人	人	人	
新	教育学部　共同教員養成課程	13 (23)	18 (18)	2 (2)	0 (0)	33 (43)	0 (0)	247 (240)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	13 (23)	18 (18)	2 (2)	0 (0)	33 (43)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　6人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	13 (23)	18 (18)	2 (2)	0 (0)	33 (43)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	13 (23)	18 (18)	2 (2)	0 (0)	33 (43)			
	芸術地域デザイン学部　芸術地域デザイン学科	11 (14)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	21 (24)	0 (0)	259 (257)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	11 (14)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	21 (24)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　9人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	11 (14)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	21 (24)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	11 (14)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	21 (24)			
設	経済学部　経済学科	13 (15)	10 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (26)	1 (1)	279 (276)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	13 (15)	10 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (26)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　12人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	13 (15)	10 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (26)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
分	計（ａ～ｄ）	13 (15)	10 (11)	0 (0)	0 (0)	23 (26)			

新設分	医学部　医学科	30 (32)	27 (25)	4 (4)	80 (82)	141 (143)	1 (1)	142 (142)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	30 (32)	27 (25)	4 (4)	80 (82)	141 (143)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　105人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	30 (32)	27 (25)	4 (4)	80 (82)	141 (143)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	30 (32)	27 (25)	4 (4)	80 (82)	141 (143)			
	医学部　看護学科	6 (6)	4 (6)	2 (2)	11 (11)	23 (25)	1 (1)	272 (272)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	6 (6)	4 (6)	2 (2)	11 (11)	23 (25)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　9人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	6 (6)	4 (6)	2 (2)	11 (11)	23 (25)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	6 (6)	4 (6)	2 (2)	11 (11)	23 (25)			
	理工学部　理工学科	41 【4】 (68)	47 【2】 (54)	4 【0】 (4)	16 【0】 (16)	108 【6】 (142)	0 【0】 (0)	221 (207)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	41 【3】 (67)	47 【2】 (54)	4 【0】 (4)	16 【0】 (16)	108 【5】 (141)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　21人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	41 【3】 (67)	47 【2】 (54)	4 【0】 (4)	16 【0】 (16)	108 【5】 (141)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 【1】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【1】 (1)			
	計（ａ～ｄ）	41 【4】 (68)	47 【2】 (54)	4 【0】 (4)	16 【0】 (16)	108 【6】 (142)			
	農学部　生物資源科学科	24 【5】 (33)	14 【1】 (17)	2 【0】 (2)	8 【0】 (8)	48 【6】 (60)	0 【0】 (0)	239 (234)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	24 【5】 (33)	14 【1】 (17)	2 【0】 (2)	8 【0】 (8)	48 【6】 (60)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　12人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	24 【5】 (33)	14 【1】 (17)	2 【0】 (2)	8 【0】 (8)	48 【6】 (60)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)			

新設分	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)			
	計（ａ～ｄ）	24 【5】 (33)	14 【1】 (17)	2 【0】 (2)	8 【0】 (8)	48 【6】 (60)			
	学部等連係課程実施基本組織 コスメティックサイエンス学環 連係協力学部 理工学部　理工学科 農学部　生物資源科学科	＜0＞ 【9】 (10)	＜2＞ 【3】 (5)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜2＞ 【12】 (15)	＜0＞ 【0】 (0)	268 (268)	
	ａ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	＜0＞ 【8】 (9)	＜2＞ 【3】 (5)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜2＞ 【11】 (14)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　9人
	ｂ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	＜0＞ 【8】 (9)	＜2＞ 【3】 (5)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜2＞ 【11】 (14)			
	ｃ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)			
	ｄ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	＜0＞ 【1】 (1)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【1】 (1)			
	計（ａ～ｄ）	＜0＞ 【9】 (10)	＜2＞ 【3】 (5)	＜0＞ 【0】 (0)	＜0＞ 【0】 (0)	＜2＞ 【12】 (15)			
	計	＜0＞ 【9】 138 (192)	＜2＞ 【3】 129 (142)	＜0＞ 【0】 15 (15)	＜0＞ 【0】 115 (117)	＜2＞ 【12】 397 (466)	＜0＞ 【0】 3 (3)	－ (－)	
既設分	該当なし	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	ａ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	ｂ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	小計（ａ～ｂ）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	ｃ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	ｄ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	計（ａ～ｄ）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	計	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
合　　計		＜0＞ 【9】 138 (192)	＜2＞ 【3】 129 (142)	＜0＞ 【0】 15 (15)	＜0＞ 【0】 115 (117)	＜2＞ 【12】 397 (466)	＜0＞ 【0】 3 (3)	－ (－)	

職種	専属	その他	計	
事務職員	273 人 (273)	382 人 (382)	655 人 (655)	
技術職員	67 (67)	98 (98)	165 (165)	
図書館職員	12 (12)	13 (13)	25 (25)	
その他の職員	841 (841)	228 (228)	1,069 (1,069)	
指導補助者	5 (5)	15 (15)	20 (20)	
計	1,198 (1,198)	736 (736)	1,934 (1,934)	

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎敷地	408,617 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	408,617 ㎡	大学全体
	その他	422,234 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	422,234 ㎡	
	合計	830,851 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	830,851 ㎡	

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	149,697 ㎡ (149,697 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	149,697 ㎡ (149,697 ㎡)	大学全体

教室・教員研究室	教室	739 室	教員研究室	468 室	大学全体

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点	
	医学部医学科	693,000〔215,000〕 (668,037〔207,316〕)	20,300〔17,300〕 (22,413〔18,657〕)	20,500〔11,100〕 (21,770〔12,339〕)	8,700〔7,170〕 (9,964〔8,279〕)	9,000 (8,000)	50 (50)	学部等単位での特定不能なため、大学全体の数
	計	693,000〔215,000〕 (668,037〔207,316〕)	20,300〔17,300〕 (22,413〔18,657〕)	20,500〔11,100〕 (21,770〔12,339〕)	8,700〔7,170〕 (9,964〔8,279〕)	9,000 (8,000)	50 (50)	

スポーツ施設等	スポーツ施設	講堂	厚生補導施設	
	1,910 ㎡	0 ㎡	6,648 ㎡	大学全体

経費の見積り及び維持方法の概要		区分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
	経費の見積り	教員１人当り研究費等		—	—	—	—	—	—	国費（運営費交付金）による
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—	
		図書購入費	—	—	—	—	—	—	—	
		設備購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	学生１人当り納付金			第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
				— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	学生納付金以外の維持方法の概要									

既設大学等の状況	大学等の名称	佐賀大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
		年	人	年次 人	人		倍			
	【学部】									
	教育学部									
	共同教員養成課程	4	120	—	120	学士(教育学)	1.09 ≪1.07≫	令和8	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	学校教育課程	4	—	—	—	学士(学校教育)	—	平成28	佐賀県佐賀市本庄町1番地	令和8年度より学生募集停止
	芸術地域デザイン学部			3年次		学士(芸術)				
	芸術地域デザイン学科	4	110	5	450	学士(地域ﾃﾞｻﾞｲﾝ)	1.09 ≪1.05≫	平成28	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	経済学部									令和9年度より学生募集停止
	経済学科	4	100	—	430	学士(経済学)	1.06 ≪1.03≫	平成25	佐賀県佐賀市本庄町1番地	令和8年度入学定員減（△10人）
	経営学科	4	70	—	310	学士(経済学)	1.08 ≪1.05≫	平成25	佐賀県佐賀市本庄町1番地	令和8年度入学定員減（△10人）
	経済法学科	4	60	—	270	学士(経済学)	1.07 ≪1.04≫	平成25	佐賀県佐賀市本庄町1番地	令和8年度入学定員減（△10人）

既設大学等の状況	医学部 医学科	6	101	―	614	学士(医学)	1.03 ≪1.02≫	平成16	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1	令和8年度入学定員増（3人）
	看護学科	4	60	―	240	学士(看護学)	1.00	平成16	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1	
	理工学部 理工学科	4	500	3年次 15	2,030	学士(理学) 学士(工学)	1.08 ≪1.02≫	平成31	佐賀県佐賀市本庄町1番地	令和6年度入学定員増（30人） 入学定員10人、収容定員10人はコスメティックサイエンス学環
	農学部 生物資源科学科	4	155	―	590	学士(農学)	1.05 ≪1.04≫	平成31	佐賀県佐賀市本庄町1番地	令和8年度入学定員増（30人） 入学定員20人、収容定員20人はコスメティックサイエンス学環
	コスメティックサイエンス学環	4	30	―	30	学士(学術)	1.00	令和8	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	【大学院】 学校教育学研究科 教育実践探究専攻 （専門職学位課程）	2	20	―	40	教職修士(専門職)	0.95	平成28	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	地域デザイン研究科 地域デザイン専攻 （修士課程）	2	20	―	40	修士(地域ﾃﾞｻﾞｲﾝ)	1.05	平成28	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	医学系研究科 医科学専攻 （博士課程）	4	25	―	100	博士(医学)	1.07	平成20	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1	
	先進健康科学研究科 先進健康科学専攻 （修士課程）	2	52	―	104	修士(医科学) 修士(看護学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(農学)	1.20	平成31	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1	
	理工学研究科 理工学専攻 （博士前期課程）	2	167	―	334	修士(理学) 修士(工学)	1.18	平成31	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	理工学研究科 理工学専攻 （博士後期課程）	3	20	―	60	博士(理学) 博士(工学)	1.20	令和3	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	農学研究科 生物資源科学専攻 （修士課程）	2	32	―	64	修士(農学)	1.29	平成31	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
附属施設の概要	名　　称：アドミッションセンター 目　　的：入学者選抜、入試広報、高大接続等に関する企画、立案等の業務を行うとともに、学部及び研究科で実施する入学者選抜を専門的立場から支援し、本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月：平成19年10月 規 模 等：土地 －㎡ 建物 76 ㎡									
	名　　称：ウェルビーイング創造センター 目　　的：学生及び地域に住む人々に対し、包括的な切れ目ない学修支援、キャリア形成支援及びリカレント教育支援を実施することにより、学修者のウェルビーイングを深化させることを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月：令和６年４月 規 模 等：土地 －㎡ 建物 206 ㎡									
	名　　称：国際交流推進センター 目　　的：部局及び地域社会と連携し一体となって、海外の教育研究機関との国際交流の進展に寄与することを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月：平成23年10月 規 模 等：土地 －㎡ 建物 318 ㎡									

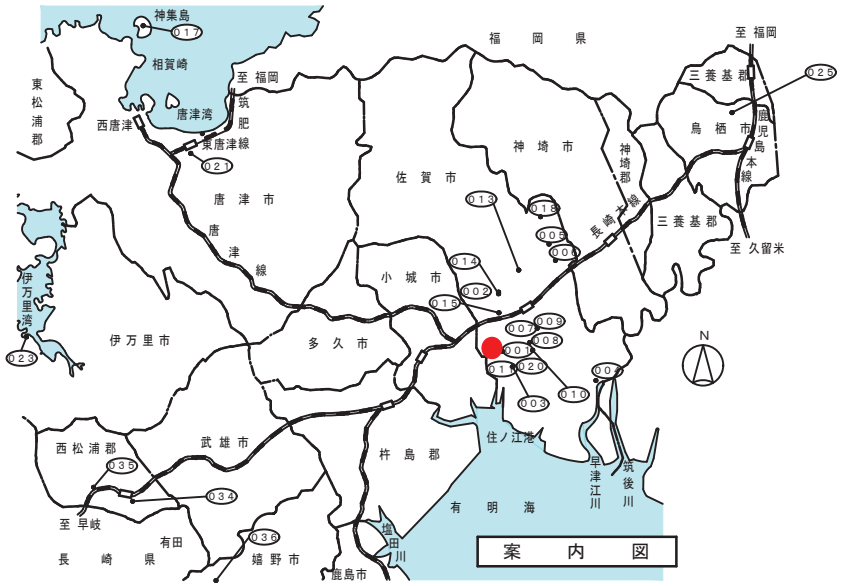
附属施設の概要	名　　称 ： ダイバーシティ推進室 目　　的 ： 本法人のダイバーシティの推進を目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月 ： 平成29年５月 規 模 等 ： 土地 － ㎡ 建物 25 ㎡	
	名　　称 ： リージョナル・イノベーションセンター 目　　的 ： 本法人の学術を振興し、知的財産の創出及び活用を図ることにより、産学地域連携を推進するとともに、イノベーションを創出する中核的拠点として、本学の研究及び社会連携の機能を強化し、地域産業の発展、地域人材の育成及び地域社会に寄与することを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月 ： 平成29年10月 規 模 等 ： 土地 － ㎡ 建物 150 ㎡	
	名　　称 ： 教育開発推進センター 目　　的 ： 本学の目的、使命にのっとり、本学の教育ビジョン・教育目標の実現に向けた戦略を策定し、必要な取組の企画・実施をするとともに、学生の入学から卒業までを一貫的に捉えた包括的・体系的取組を主導することを目的する。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月 ： 令和７年４月 規 模 等 ： 土地 － ㎡ 建物 0 ㎡	
	名　　称 ： 教養教育センター 目　　的 ： 本学の目的及び使命にのっとり、全学協力体制の下、本学の共通教育、国際教育に関する企画、立案及び実施をすることにより、「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の充実及び発展を図ることを目的する。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月 ： 令和７年４月 規 模 等 ： 土地 － ㎡ 建物 9,407 ㎡	
	名　　称 ： 附属図書館 目　　的 ： 教育、研究及び社会貢献等の諸活動を支援するため、必要な図書、雑誌等の資料はじめ学術情報を収集し、整理、作成、保存して提供することを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月 ： 平成元年４月 規 模 等 ： 土地 － ㎡ 建物 7,433 ㎡	
	名　　称 ： 美術館 目　　的 ： 本学の目的、使命にのっとり、本学の教育、研究、社会貢献等の諸活動を支援するため、必要な芸術資料等を収集、保存、管理及び調査し、並びに展示公開することを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月 ： 平成25年６月 規 模 等 ： 土地 － ㎡ 建物 1,473 ㎡	
	名　　称 ： 保健管理センター 目　　的 ： 本学の保健管理に関する専門的業務を行うことを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月 ： 昭和45年４月 規 模 等 ： 土地 － ㎡ 建物 673 ㎡	
	名　　称 ： 海洋エネルギー研究所 目　　的 ： 共同利用・共同研究拠点として、海洋エネルギーとその複合利用に関する研究を行い、かつ、全国の大学の教員その他の研究機関の研究者で、センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものの利用及び研究に供することを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地、佐賀県伊万里市山代町久原字平尾１番48号 設置年月 ： 平成14年４月 規 模 等 ： 土地 11,168 ㎡ 建物 4,698 ㎡	
	名　　称 ： 総合分析実験センター 目　　的 ： 生物資源開発・機器分析・放射性同位元素利用・環境安全管理に関する体制を一元化し、各部門が有機的な連携を保ちつつ、教育・研究を効率的に推進するための拠点施設として、学際的・複合的な領域研究にも対応できる教育・研究支援体制の実現を目指すことを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月 ： 平成14年４月 規 模 等 ： 土地 － ㎡ 建物 6,332	
	名　　称 ： 総合情報基盤センター 目　　的 ： 本学の学術情報を支える基幹情報システムを統括するとともに、本学の共通的情報基盤の整備推進及び電子図書館機能の充実並びに事務情報化の推進を図ることを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月 ： 平成18年２月 規 模 等 ： 土地 － ㎡ 建物 1,028 ㎡	
	名　　称 ： シンクロトロン光応用研究センター 目　　的 ： 本学の共同利用研究施設として、シンクロトロン光を応用して行う研究を推進し、その成果を公表することにより、本学の研究教育活動及び学術交流の活性化を図るとともに、地域社会における先端科学技術開発及び産学連携の振興に資することを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地 設置年月 ： 平成13年６月 規 模 等 ： 土地 － ㎡ 建物 443 ㎡	

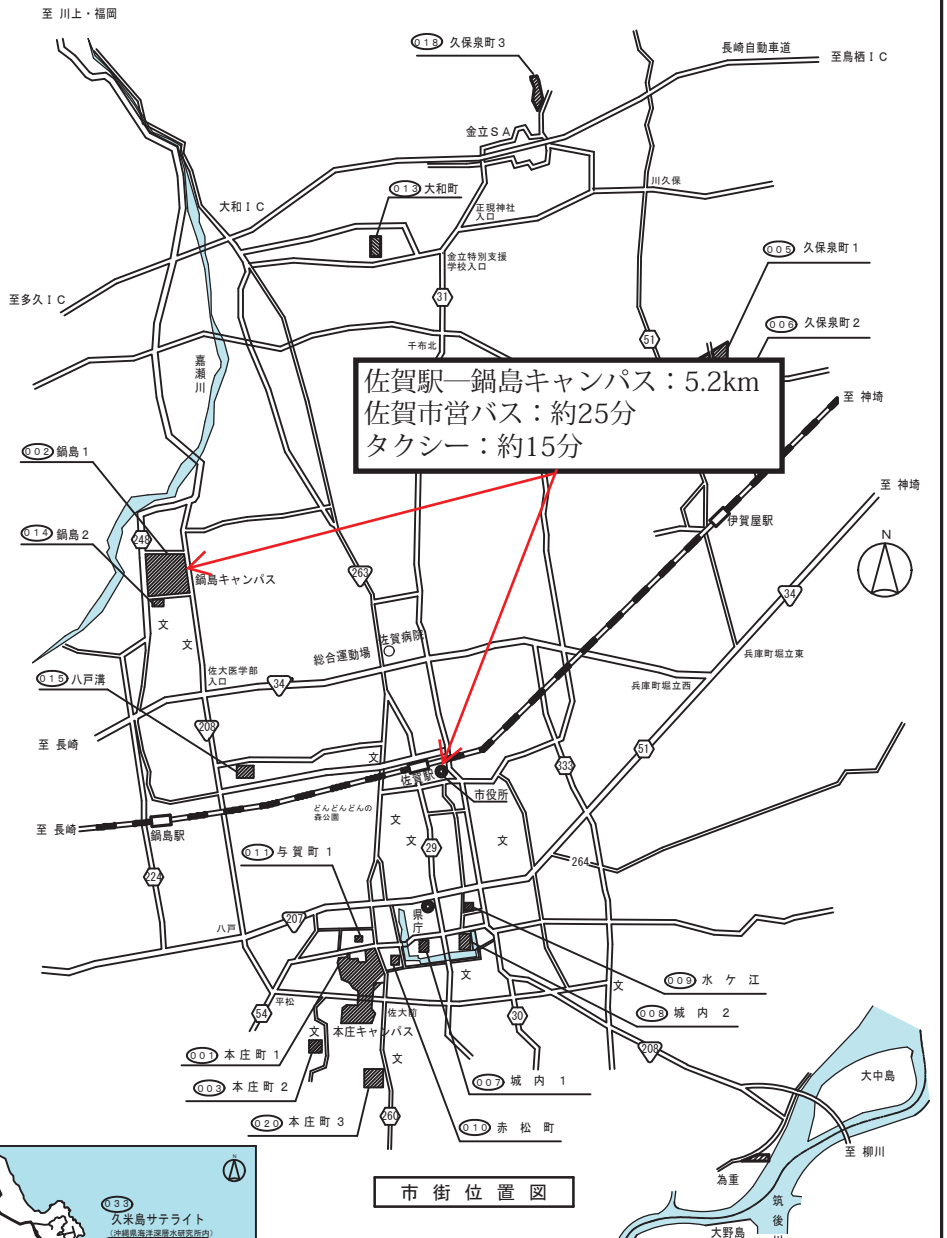
附属施設の概要	名　　称 ： 地域学歴史文化研究センター 目　　的 ： 地域（佐賀）の歴史文化の固有性と普遍性を探求することにより、本学の文系基礎学の発展・充実を図り、もって新たな学問体系としての地域学を創造するとともに、広く地域社会に対し研究成果を提供することを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町１番地 設 置 年 月 ： 平成18年４月 規 模 等 ： 土地　－㎡　建物　177 ㎡	
	名　　称 ： 生物資源教育研究センター 目　　的 ： 本学内外の関係機関との連携のもとに、アグリ創生及び農水産業振興に関する教育及び研究を行い、農業、医療及び環境修復等の地域社会ニーズに対応した学際的な国際化戦略の向上に資することを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市久保泉町下和泉1841番地、佐賀県唐津市松南町152番１号 設 置 年 月 ： 令和７年４月 規 模 等 ： 土地　180,840 ㎡　建物　4,203㎡	
	名　　称 ： 教育学部附属幼稚園 目　　的 ： 本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市水ヶ江１丁目４番45号 設 置 年 月 ： 昭和45年４月 規 模 等 ： 土地　3,431㎡　建物　744 ㎡	
	名　　称 ： 教育学部附属小学校 目　　的 ： 本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市城内２丁目17番３号 設 置 年 月 ： 昭和24年５月 規 模 等 ： 土地　18,008 ㎡　建物　5,624 ㎡	
	名　　称 ： 教育学部附属中学校 目　　的 ： 本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市城内１丁目14番４号 設 置 年 月 ： 昭和24年５月 規 模 等 ： 土地　22,394 ㎡　建物　6,379 ㎡	
	名　　称 ： 教育学部附属特別支援学校 目　　的 ： 本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市本庄町正里46番２号 設 置 年 月 ： 昭和53年４月 規 模 等 ： 土地　19,915 ㎡　建物　3,677 ㎡	
	名　　称 ： 医学部附属病院 目　　的 ： 医学の教育及び研究に係る診療の場として機能するとともに、医療を通して医学の水準及び地域医療の向上に寄与することを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県佐賀市鍋島五丁目１番１号 設 置 年 月 ： 昭和56年４月 規 模 等 ： 土地　105,610 ㎡　建物　80,360 ㎡	
	名　　称 ： 神集島合宿研修所 目　　的 ： 本学学生の集団行動における訓練の場として、学生相互あるいは教職員との共同生活を通じて、学生の人間形成に資することを目的とする。 所 在 地 ： 佐賀県唐津市神集島コウソ辻1430番地 設 置 年 月 ： 昭和48年３月 規 模 等 ： 土地　9,940 ㎡　建物　205 ㎡	

国立大学法人佐賀大学　設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度	入学定員	編入学定員	収容定員	令和9年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
佐賀大学				**佐賀大学**				
教育学部				教育学部				
共同教員養成課程	120	－	480	共同教員養成課程	120	－	480	
芸術地域デザイン学部				芸術地域デザイン学部				
芸術地域デザイン学科	110	3年次 5	450	芸術地域デザイン学科	110	3年次 5	450	
経済学部				経済学部				
				経済学科	230	－	920	学科の設置（設置報告）
経済学科	100	－	400		0	－	0	令和9年４月学生募集停止
経営学科	70	－	280		0	－	0	令和9年４月学生募集停止
経済法学科	60	－	240		0	－	0	令和9年４月学生募集停止
医学部				医学部				
医学科	98	－	588	医学科	101	－	591	
看護学科	60	－	240	看護学科	60	－	240	
理工学部				理工学部				
理工学科	510	3年次 15	2,070	理工学科	510	3年次 15	2,070	
	（うち入学定員10名、収容定員40名はコスメティックサイエンス学環）				（うち入学定員10名、収容定員40名はコスメティックサイエンス学環）			
農学部				農学部				
生物資源科学科	175	－	700	生物資源科学科	175	－	700	
	（うち入学定員20名、収容定員80名はコスメティックサイエンス学環）				（うち入学定員20名、収容定員80名はコスメティックサイエンス学環）			
コスメティックサイエンス学環				コスメティックサイエンス学環				
（理工学部、農学部の内数）	30	－	120	（理工学部、農学部の内数）	30	－	120	
計	1,303	20	5,448	計	1,306	20	5,451	
佐賀大学大学院				**佐賀大学大学院**				
学校教育学研究科				学校教育学研究科				
教育実践探究専攻（P）	20	－	40	教育実践探究専攻（P）	20	－	40	
地域デザイン研究科				地域デザイン研究科				
地域デザイン専攻（M）	20	－	40	地域デザイン専攻（M）	20	－	40	
医学系研究科				医学系研究科				
医科学専攻（D）	25	－	100	医科学専攻（D）	25	－	100	
先進健康科学研究科				先進健康科学研究科				
先進健康科学専攻（M）	52	－	104	先進健康科学専攻（M）	52	－	104	
理工学研究科				理工学研究科				
理工学専攻（M）	167	－	334	理工学専攻（M）	167	－	334	
理工学専攻（D）	20	－	60	理工学専攻（D）	20	－	60	
農学研究科				農学研究科				
生物資源科学専攻（M）	32	－	64	生物資源科学専攻（M）	40	－	80	定員変更（8）
計	336	－	742	計	344	－	758	

案　内　図

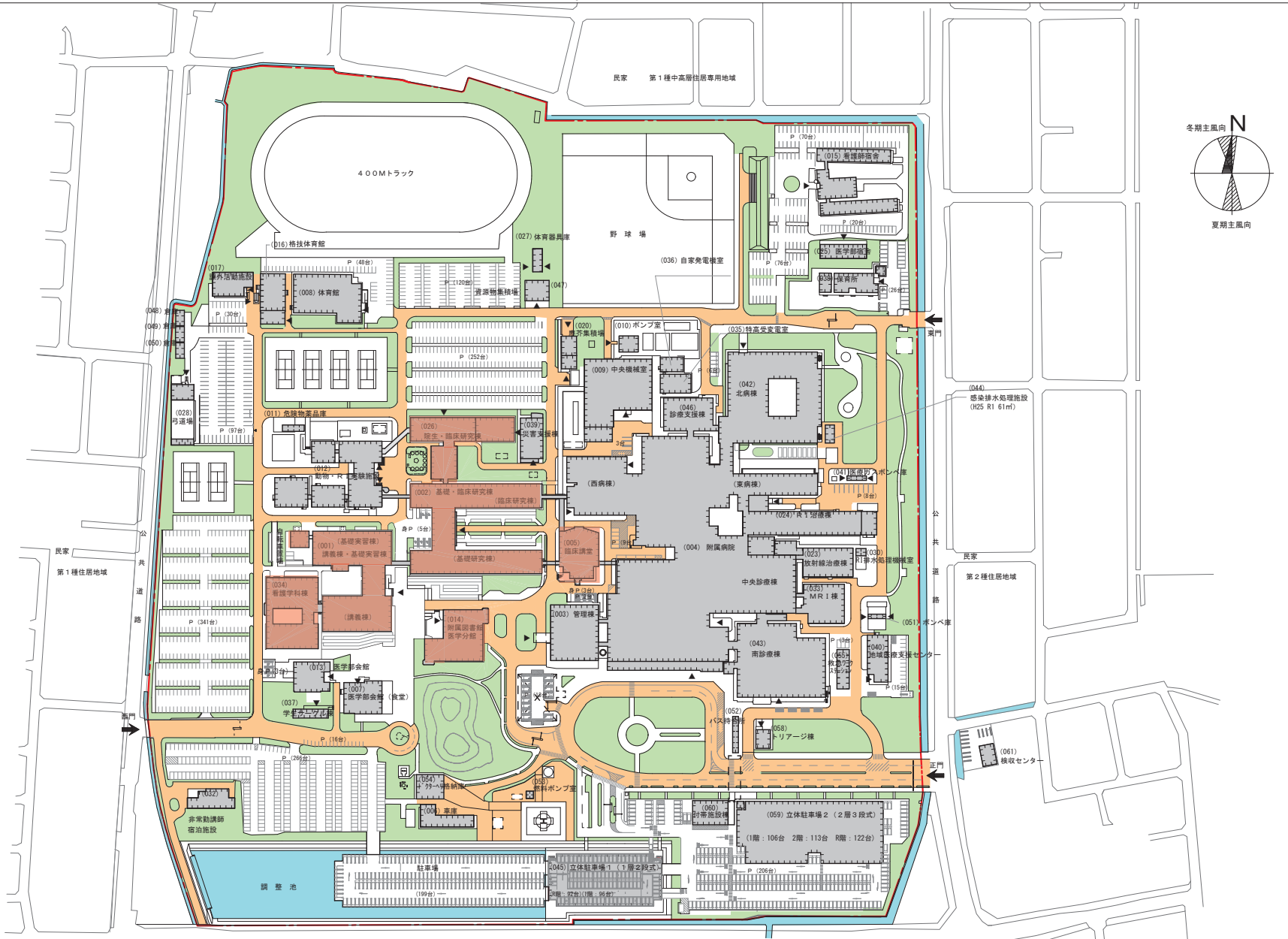




団地番号	団地名	所在地	学部等名
001	本庄町1	佐賀市本庄町1番地	法人本部、教育学部、芸術地域デザイン学部、経済学部、理工学部 農学部、教養教育センター、附属図書館、美術館、総合情報基盤センター 国際交流推進センター、リージョナル・イノベーションセンター 総合分析実験センター、保健管理センター 地域学歴史文化研究センター、海洋エネルギー研究所 附属教育実践総合センター、シンクロトロン光応用研究センター
002	鍋島1	佐賀市鍋島5丁目1番1号	医学部（医学科）、医学部（看護学科）、医学部附属病院（本院） 総合分析実験センター、附属図書館（医学分館）、課外活動施設 附属地域医療科学教育研究センター、看護師宿舎、医学部宿舎
003	本庄町2	佐賀市本庄町大字本庄一本杉1034－4	職員宿舎
005	久保泉町1	佐賀市久保泉町大字下和泉1841	生物資源教育研究センター
006	久保泉町2	佐賀市久保泉町大字一本柳	生物資源教育研究センター、実習田
007	城内1	佐賀市城内1丁目14－4	附属中学校
008	城内2	佐賀市城内2丁目17－3	附属小学校
009	水ケ江	佐賀市水ケ江1丁目4－45	附属幼稚園
010	赤松町	佐賀市赤松町9－27	職員宿舎（学長宿舎）
011	与賀町1	佐賀市与賀町西精1340	総合教育研究施設
013	大和町	佐賀市大和町久池井1022－1	職員宿舎
014	鍋島2	佐賀市鍋島3丁目11番地	職員宿舎
015	八戸溝	佐賀市八戸溝3丁目10番地	職員宿舎
017	神集島	唐津市神集島字コウソ辻	課外活動施設
018	久保泉町3	佐賀市久保泉町大字川久保字藤付	生物資源教育研究センター
020	本庄町3	佐賀市本庄町大字正里46－2	附属特別支援学校
021	唐津	唐津市松南町152番1	生物資源教育研究センター
023	山代町	伊万里市山代町久原字平尾1番48	海洋エネルギー研究所（伊万里サテライト）
025	鳥栖	鳥栖市弥生が丘8－7	シンクロトロン光応用研究センター分室
033	久米島	沖縄県島尻郡久米島町真謝500－1	海洋エネルギー研究所（久米島サテライト）
034	有田	佐賀県西松浦郡有田町大野乙2441－1	芸術地域デザイン学部
035	有田2	佐賀県西松浦郡有田町南原甲706番地74	芸術地域デザイン学部学生宿舎
036	嬉野	佐賀県佐賀市嬉野町大字下宿2172－3	海洋エネルギー研究所（嬉野サテライト）

学校名	作成年度
佐賀大学	2026

配　置　図



敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
235,424㎡	49,298㎡	130,244㎡	20.9%	55.3%	966人	医学部（医学科），医学部（看護学科）	００２	鍋島１	佐賀市鍋島五丁目１番１号	０５２４	佐賀大学	2026

佐賀大学学則（案）

（平成１６年４月１日制定）

目次

第１章　総則
第１節　趣旨、目的及び方針（第１条－第２条の２）
第２節　学部（第３条）
第２章　学部通則
第１節　学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限（第４条－第７条）
第２節　入学、転入学、編入学及び再入学（第８条－第１５条）
第３節　教育課程及び履修方法（第１６条－第２１条）
第４節　単位の授与等（第２２条－第２７条）
第５節　休学、復学、退学、転学、転学部、転学科、転課程、派遣、留学及び除籍（第２８条－第３４条）
第６節　卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得（第３５条－第３７条）
第７節　賞罰（第３８条・第３９条）
第８節　学生証（第４０条）
第９節　厚生施設（第４１条）
第１０節　科目等履修生、特別聴講学生及び研究生（第４２条－第４４条）
第１１節　外国人留学生（第４５条）
第１２節　検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第４６条－第５７条）
第１３節　公開講座（第５８条）
第３章　改正（第５９条）
附　則

第１章　総則

第１節　趣旨、目的及び方針

（趣旨）

第１条　この学則は、国立大学法人佐賀大学基本規則（平成１６年４月１日制定）第２３条第２項及び第４項の規定に基づき、佐賀大学（以下「本学」という。）の学部、学環、学科及び課程の目的、入学定員、修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本学は、教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第７条の規定の趣旨にのっとり、国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

２　学部、学環、学科及び課程の目的は、それぞれ別に定める。

（方針）

第２条の２　本学は、本学、学部、学環、学科又は課程ごとに、前条に規定する目的を踏まえて、次に掲げる方針を別に定めるものとする。

(1) 卒業の認定に関する方針

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針

(3) 入学者の受入れに関する方針

第２節　学部及び学環

（学部及び学環）

第３条　本学に、次の学部を置く。

教育学部

芸術地域デザイン学部

経済学部

医学部

理工学部

農学部

２　前項に規定する教育学部の共同教員養成課程は、第１７条の４の規定に基づき、熊本大学と共同で教育課程を編成する。

３　本学に、次の学環を置く。

コスメティックサイエンス学環

４　前項に規定するコスメティックサイエンス学環は、理工学部及び農学部との緊密な連係及び協力によって教育を実施する。

５　第１項及び第３項の学部、学環、学科及び課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表１のとおりとする。

第２章　通則

第１節　学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

（学年及び学期）

第４条　学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２　学年を分けて、次の２学期とする。

前学期　４月１日から９月３０日まで

後学期　１０月１日から翌年の３月３１日まで

（休業日）

第５条　休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

２　前項第３号から第５号までに規定する休業期間は、教授会の議を経て、学長が別に定

める。
3　第１項に規定する休業日において、教育上必要がある場合には、授業日とすることができる。
4　臨時休業については､その都度関係学部及び学環の教授会の議を経て､学長が定める。
（修業年限）
第６条　修業年限は、４年とする。ただし、第３５条第２項の規定による場合は、３年以上４年未満とする。
2　前項本文の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、６年とする。
（在学年限）
第７条　在学年限は、８年とする。ただし、転入学、編入学又は再入学により入学した者は、第１４条第２項の規定により定められた在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えて在学することはできない。
2　前項本文の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、１０年とする。ただし、１年次及び２年次の在学年限は、同一年次において２年を超えることができない。

第２節　入学、転入学、編入学及び再入学

（入学の時期）
第８条　入学の時期は、学年の始めとする。
2　前項の規定にかかわらず、後学期の始めに学生を入学させることができる。
（入学の資格）
第９条　本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
(3) 外国において学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(4) 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(6) 文部科学大臣の指定した者
(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
(8) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和４年文部科学省令第１８号）による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
(9) 学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、本学において、

大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの

（入学志願）

第１０条　本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

（合格者の決定）

第１１条　前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第１２条　前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除の許可を受けようとする者は、入学料免除願の提出をもって入学料の納付に代えることができる。

（入学許可）

第１３条　学長は、前条の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に、入学を許可する。

（転入学、編入学及び再入学）

第１４条　次の各号のいずれかに該当する者があるときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 他の大学（外国の大学を含む。）に在学中の者で転入学を志願するもの

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願するもの

(3) 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）附則第７条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で編入学を志願するもの

(4) 外国において、学校教育における１４年の課程を修了した者で編入学を志願するもの

(5) 学校教育法第１３２条の規定による専修学校の特定専門課程を修了した者で編入学を志願するもの

(6) 学校教育法第５８条の２の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科の課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第９０条第１項に規定する者に限る。）で編入学を志願するもの

(7) 学士の学位を有する者又は大学を退学した者で再入学を志願するもの

(8) 本学を除籍された者で同一学部又は同一学環に再入学を志願するもの

２　転入学、編入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長又は学環長が認定する。

（転入学等の規定の準用）

第１５条　転入学、編入学及び再入学の場合には、第１０条から第１３条までの規定を準

用する。

第３節　教育課程及び履修方法

（教育課程の編成）

第１６条　本学の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

２　教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎科目、基本教養科目及びインターフェース科目に区分する。

３　共通基礎科目は、外国語科目及び情報リテラシー科目に区分する。

４　専門教育科目の区分は、各学部及び学環の定めるところによる。

５　前項に定めるもののほか、専門教育科目として学部間共通教育科目の区分を設ける。

６　学部間共通教育科目の区分は、佐賀大学教養教育センターの定めるところによる。

（主専攻）

第１７条　各学部及び学環は、第２条第２項に規定する学科又は課程及び学環の目的を達成するため、必要な授業科目を開設し、教育課程（以下「主専攻」という。）を編成する。

２　学生は、前項に規定する主専攻を修了するため、教養教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。

３　教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程（平成２５年２月２７日全部改正）、各学部規則及び学環規則の定めるところによる。

４　専門教育科目の授業科目、単位数、授業時間数及び履修方法は、各学部規則、学環規則及び佐賀大学学部間共通教育科目履修規程（平成２５年２月２７日制定）の定めるところによる。

５　前２項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については、各学部及び学環の定めるところによる。

６　学生は、所定の主専攻以外の授業科目を履修することができる。

（副専攻）

第１７条の２　本学は、前条に規定する主専攻のほか、学士課程教育の多様性を確保するとともに、学生の多様な能力、適性及び学習意欲に応えるための教育課程（以下「副専攻」という。）を編成することができる。

２　副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

（全学共通の教育プログラム）

第１７条の３　本学は、前２条に規定する主専攻及び副専攻のほか、特定の分野に係る全学共通の教育プログラムによる教育課程を編成することができる。

２　全学共通の教育プログラムによる教育課程に関し必要な事項は、別に定める。

（共同教育課程の編成）

第１７条の４　本学は、学部等の教育上の目的を達成するために必要があると認められるときは、第１６条から前条までの規定にかかわらず、他の大学が開設する授業科目を本学の教育課程の一部とみなし、当該他の大学と共同でそれぞれの大学に同一内容の教育

課程（以下「共同教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

２　共同教育課程を編成及び実施するため、構成大学間において、協議の場を設けるものとする。

（授業の方法）

第１８条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（成績評価基準等の明示等）

第１８条の２　本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（単位の基準）

第１９条　１単位の授業科目は４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第１８条第１項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね１５時間から４５時間までの範囲の時間の授業をもって１単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（１年間の授業期間）

第２０条　１年間の授業を行う期間は、３５週にわたることを原則とする。

（授業期間）

第２１条　各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、８週、１０週、１５週その他の別に定める適切な期間を単位として行うものとする。

第４節　単位の授与等

（成績の判定）

第２２条　学生が一の授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与えるものとする。

２　成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、

不可は不合格とする。

３　前項の規定にかかわらず、成績の判定に当たり、前項に規定する評語により難い授業科目においては、合又は不可の評語をもって表わすことができるものとし、合を合格とし、不可は不合格とする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第２３条　教育上有益と認めるときは、第３３条第１項による他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議を経て、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（授業時間数を定めた授業科目については、これに相当する時間数（以下次条、第２５条及び３５条において同じ。））を、教授会の議を経て、６０単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第２４条　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第２５条　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生（大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）第３１条第１項に規定する科目等履修生をいう。以下同じ。）及び特別の課程履修生（同条第２項に規定する特別の課程履修生をいう。以下同じ。）により履修した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第２３条及び前条第１項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

（入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算）

第２６条　本学の学生以外の者が本学の科目等履修生又は特別の課程履修生として一定の単位を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課

程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の２分の１を超えてはならない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第２７条　学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、各学部又は学環の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

第５節　休学、復学、退学、転学、転学部等、転学科、転課程、派遣、留学及び除籍

（休学）

第２８条　病気その他の事由によって継続して３月以上授業に出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

２　休学期間は、１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、１年を限度として、その期間を延長することができる。

３　休学期間は、通算して２年を超えることができない。ただし、医学部医学科にあっては、３年を超えることができない。

４　休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第２９条　休学期間が満了するとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

（退学）

第３０条　自己の都合により退学する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

（転学）

第３１条　他の大学への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

（転学部等及び転学科）

第３２条　転学部等又は転学科を志願する者があるときは、関係する学部又は学環の教授会の議を経て、学長が学期の始めに限り許可することがある。

２　転学部等を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、転入する学部又は学環の教授会の議を経て、学部長又は学環長が認定する。

３　転学科を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

（派遣及び留学）

第３３条　教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議を経て、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることができる。

２　前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て行うものとする。

３　派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。
４　派遣及び留学に関し必要な事項は、別に定める。
（除籍）
第３４条　次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。
(1) 第７条に定める期間在学して卒業できない者
(2) 病気その他で修業の見込みがない者
(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者であって、その納付すべき入学料を納付しないもの
(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第６節　卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得

（卒業の認定）
第３５条　第６条第１項本文又は第２項に規定された期間以上在学し、第１７条に規定された所定の単位を修得又は授業時間を履修した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。
２　本学（医学部医学科は除く。）に３年以上在学し、第１７条に規定された所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者が、第６条第１項ただし書に定める修業年限で卒業を希望した場合には、別に定めるところにより、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与することができる。
３　前２項の規定により卒業の要件として修得すべき１２４単位のうち、第１８条第２項の授業の方法により修得する単位数は６０単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として修得すべき単位数が１２４単位を超える場合において、当該単位数のうち、第１８条第１項の授業の方法により６４単位以上を修得しているときは、同条第２項の授業の方法により取得する単位数は、６０単位を超えることができるものとする。
（学位の授与）
第３６条　卒業者には、学士の学位を授与するものとする。
２　学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
３　前項の専攻分野の名称は、別に定める。
（教員の免許状）
第３７条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）及び教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
２　本学の学科又は課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表２に掲げるとおりとする。

第７節　賞罰

（表彰）
第３８条　学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することがある。
２　学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。
（懲戒）
第３９条　本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会

の議を経て、学長が懲戒する。
2　前項の懲戒の種類は、次のとおりとする。
(1) 退学
(2) 停学
(3) 訓告
3　停学期間（３月未満のものを除く。）は、第７条に規定する在学年限に含め、第６条に規定する修業年限に含めないものとする。
4　懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第８節　学生証

（学生証の交付）
第４０条　入学を許可された者には、学生証を交付する。

第９節　厚生施設

第４１条　本学に、寄宿舎その他の厚生施設を置く。
2　厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第１０節　科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

（科目等履修生）
第４２条　本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。
2　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。
（特別聴講学生）
第４３条　他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。
2　特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。
（研究生）
第４４条　本学教員の指導を受けて、特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が、原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。
2　研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第１１節　外国人留学生

第４５条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。
2　外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第１２節　検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料、入学料、授業料及び寄宿料）
第４６条　検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

２　第２７条の規定に基づき、当該修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（検定料の徴収）

第４６条の２　検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

（検定料の免除）

第４６条の３　災害による経済的理由によって、検定料の納入が困難であると認められた者に対しては、願い出により、検定料の全部を免除することがある。

２　検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

（入学料の徴収）

第４６条の４　入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

（入学料の免除等）

第４７条　学部又は学環に入学する者のうち､大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第８号。以下「修学支援法」という。）で認められるもの及び学長が特に必要と認めたものに対しては、願い出により審査の上、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することがある。

２　入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第４８条　削除

（授業料の徴収）

第４９条　授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、次の表の区分により徴収するものとする。この場合において、それぞれの期において徴収する額は、年額の２分の１に相当する額とする。

区　分	徴収の時期
前　期　（　４月～９月）	４月１日から５月３１日まで
後　期　（１０月～３月）	１０月１日から１１月３０日まで

２　前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生については、所定の期日までに授業料を徴収するものとする。

（入学の時期が学年の中途である場合における授業料の額及び徴収方法）

第４９条の２　特別の事情により、入学の時期が学年の中途である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の１２分の１に相当する額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するも

のとする。

（転入学、編入学及び再入学における授業料）

第５０条　転入学、編入学又は再入学の場合は、その者の属する年次の在学者に係る額と同額の授業料を納付しなければならない。

第５１条　削除

第５２条　削除

（休学期間の授業料等）

第５３条　休学を許可されたときは、授業料の年額の１２分の１に相当する額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数を乗じた額を免除する。

２　学期の中途で、復学、転学、編入学又は再入学(以下「復学等」という。）を許可されたときは、授業料の年額の１２分の１に相当する額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額を復学等の当月末日までに納付しなければならない。

（学年の中途で卒業する場合における授業料）

第５３条の２　特別の事情により、学年の中途で卒業する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の１２分の１に相当する額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の徴収の時期（在学期間の末日が前期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで)に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期以後であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期（在学期間の末日が後期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。

（除籍及び退学の場合の授業料）

第５４条　除籍又は退学の場合は、その者が在籍していた学期までの授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる未納の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍した場合　未納の授業料の全額

(2) 授業料の徴収猶予又は分納を許可された者が、その願い出により退学を許可された場合　退学の翌月以降納付すべき授業料の全額

(3) 死亡又は行方不明のため除籍した場合　未納の授業料の全額

（長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例）

第５４条の２　長期履修学生が、学年の中途で卒業する場合に徴収する授業料の額は、第４６条第２項の規定により定められた授業料の年額の１２分の１に相当する額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の徴収の時期（在学期間の末日が前期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期以後であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期（在学期間の末日が後期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収することができるものとする。

２　長期履修学生が、長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の

期間に応じて、第４６条第２項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に１年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、第４６条第１項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

（授業料の免除等）

第５５条　修学支援法で認められる者及び学長が特に必要と認めた者に対しては、願い出により審査の上、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することがある。

２　授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

（寄宿料）

第５６条　寄宿料は、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

２　第３４条第３号及び第４号に該当する場合において、寄宿料が未納であるときは、未納の寄宿料の全部を免除することがある。

（既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料）

第５７条　既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

２　前項の規定にかかわらず、入学者選抜において、出願書類等による選抜（以下「第１段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階目の選抜」という。）を行ったときに、第１段階目の選抜で不合格になった者及び個別学力検査等出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては、所定の期日までに当該者から申出があった場合に限り、既納の検定料のうち、別に定める第２段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

３　第１項の規定にかかわらず、第４９条第２項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期分の授業料に相当する額を返還する。

第１３節　公開講座

第５８条　本学に、地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

２　公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第３章　改正

第５９条　この学則の改正は、教育研究評議会において構成員の３分の２以上の賛成がなければならない。

附　則

1　この学則は、平成１６年４月１日から施行する。

2　国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成１５年法律第２９号）附則第２項の規定により平成１５年９月３０日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者（次項において「在学者」という。）に係る卒業するために必要であった教育課程の履修は、本学において行うものとし、本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、平成１６年３月３１日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。

3　この学則施行後、第１４条の規定に基づき、在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、理工学部機械システム工学科に転入学、編入学又は再入学する者を除き、前項の規定を準用する。

附　則（平成１６年７月２０日改正）

この学則は、平成１６年７月２０日から施行する。

附　則（平成１７年５月２０日改正）

この学則は、平成１７年５月２０日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則（平成１７年９月２７日改正）

この学則は、平成１７年９月２７日から施行する。

附　則（平成１７年１２月１６日改正）

この学則は、平成１７年１２月１６日から施行する。

附　則（平成１８年２月１６日改正）

1　この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

2　平成１８年度から平成２０年度までの農学部の収容定員は、改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学　部	学　　科	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度
農学部	応用生物科学科	４５人	９０人	１３５人
	生物環境科学科	６０人	１２０人	１８０人
	生命機能科学科	４０人	８０人	１２０人
	（３年次編入学）			１０人

3　平成１８年３月３１日に農学部に置かれている学科は、改正後の規定にかかわらず、平成１８年３月３１日において現に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成１８年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4　平成１８年３月３１日において現に農学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成１８年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成１８年１２月４日改正）

この学則は、平成１８年１２月４日から施行する。

附　則（平成１９年２月１６日改正）

この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年４月２０日改正）

１　この学則は、平成１９年４月２０日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

２　平成１９年３月３１日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者についての、改正後の第２２条第２項の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

附　則（平成１９年１２月２１日改正）

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月１９日改正）

１　この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

２　平成２１年３月３１日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２１年３月１９日改正）

１　この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から令和９年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員は、次の表のとおりとする。

入学定員	平成２１年度	平成２２年度～平成２４年度	平成２５年度～平成２７年度
医学部医学科	１００人	１０６人	１０６人
医学部	１６０人	１６６人	１６６人
全学部	１，３１０人	１，３１６人	１，３０１人

入学定員	平成２８年度～平成３０年度	令和元年度
医学部医学科	１０６人	１０６人
医学部	１６６人	１６６人
全学部	１，２９１人	１，２８１人

入学定員	令和２年度～令和５年度	令和６年度	令和７年度～令和９年度
医学部医学科	１０３人	１０３人	１０１人
医学部	１６３人	１６３人	１６１人
全学部	１，２７８人	１，３０８人	１，３０６人

３　改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から令和１４年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度

医学部医学科	５７５人	５８６人	５９７人	６０８人	６１９人
医学部	８３５人	８４６人	８５７人	８６８人	８７９人
全学部	５，５３５人	５，５４６人	５，５５７人	５，５６８人	４，７３９人

収容定員	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
医学部医学科	６３０人	６３６人	６３６人	６３６人	６３６人
医学部	８９０人	８８６人	８７６人	８７６人	８７６人
全学部	５，０１０人	５，２６６人	４，７４６人	４，９７６人	５，２１１人

収容定員	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
医学部医学科	６３６人	６３３人	６３０人	６２７人	６２４人
医学部	８７６人	８７３人	８７０人	８６７人	８６４人
全学部	３，４７１人	４，０９３人	４，７３０人	５，３６７人	５，３６４人

収容定員	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
医学部医学科	６２１人	６１６人	６１４人	６１２人	６０７人
医学部	８６１人	８５６人	８５４人	８５２人	８４７人
全学部	５，３９１人	５，４１６人	５，４４４人	５，４７２人	５，４６７人

収容定員	令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度	令和１４年度
医学部医学科	６０２人	５９７人	５９４人	５９１人
医学部	８４２人	８３７人	８３４人	８３１人
全学部	５，４６２人	５，４５７人	５，４５４人	５，４５１人

附　則（平成２２年３月２５日改正）

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１０月２７日改正）

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月２４日改正）

この学則は、平成２２年１１月２４日から施行する。

附　則（平成２４年３月２８日改正）

１　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　平成２４年３月３１日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２４年１１月１４日改正）

１　この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

２　平成２５年３月３１日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２５年２月２７日改正）

１　この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２５年度から平成２７年度までの経済学部各学科、経済学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員		平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度
経済学部	経済学科	１１０人	２２０人	３３０人
	経営学科	８０人	１６０人	２４０人
	経済法学科	７０人	１４０人	２１０人
経済学部		２６０人	５２０人	７８０人
全学部		４，７０８人	４，９６８人	５，２２８人

３　改正後の第３条第２項及び別表２の規定にかかわらず、平成２５年３月３１日において現に経済学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

４　改正後の第７条第２項ただし書の規定にかかわらず、平成２５年３月３１日において現に医学部医学科の１年次又は２年次に在学する者の在学年限については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年２月２７日改正）

１　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２７年度の医学部看護学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	平成２７年度
医学部看護学科	２５０人
医学部	８８６人
全学部	５，２６６人

附　則（平成２７年３月２６日改正）

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年１２月２５日改正）

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年２月２４日改正）

１　この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２８年度から平成３０年度までの教育学部学校教育課程、教育学部、芸術地域デザイン学部芸術地域デザイン学科、芸術地域デザイン学部及び全学部の収容定員は、改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

収容定員		平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
教育学部	学校教育課程	１２０人	２４０人	３６０人
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	１１０人	２２０人	３３０人
	（３年次編入学）			５人
	計	１１０人	２２０人	３３５人
全学部		４，７４６人	４，９７６人	５，２１１人

３　文化教育学部は、改正後の規定にかかわらず、平成２８年３月３１日において現に文化教育学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成２８年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

４　平成２８年３月３１日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年９月２７日改正）

この学則は、平成２９年９月２７日から施行する。

附　則（平成３０年３月２８日改正）

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年２月２７日改正）

１　この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

２　令和元年度から令和３年度までの理工学部理工学科、理工学部、農学部生物資源科学科、農学部及び全学部の収容定員は、改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

収容定員		令和元年度	令和２年度	令和３年度
理工学部	理工学科	４８０人	９６０人	１，４４０人
	（３年次編入学）			１５人
	計	４８０人	９６０人	１，４５５人
農学部	生物資源科学科	１４５人	２９０人	４３５人
全学部		３，４７１人	４，０９３人	４，７３０人

３　改正後の第３条第２項及び別表２の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日において現に理工学部及び農学部に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年４月２４日改正）

この学則は、令和元年５月１日から施行する。

附　則（令和２年１月２２日改正）

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月２６日改正）

この学則は、令和２年２月２６日から施行し、令和元年８月１３日から適用する。

附　則（令和２年３月２５日改正）

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年９月２３日改正）

１　この学則は、令和２年９月２３日から施行する。

２　佐賀大学学部入学者選抜試験に係る検定料に対する佐賀大学学則の特例措置に関する学則（平成２４年９月２６日制定）は廃止する。

附　則（令和３年１月１２日改正）

この学則は、令和３年１月１２日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年１２月２２日改正）

この学則は、令和３年１２月２２日から施行し、令和３年１０月２９日から適用する。

附　則（令和４年５月２６日改正）

この学則は、令和４年５月２６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和４年１２月２７日改正）

この学則は、令和４年１２月２７日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

附　則（令和５年１月２５日改正）

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月２５日改正）

１　この学則は、令和５年４月２５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

２　令和５年３月３１日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学する者については、なお従前の例による。

附　則（令和６年１月２９日改正）

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月１日改正）

１　この学則は、令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、令和６年度から令和８年度までの理工学部理工学科、理工学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。なお、理工学部理工学科のコース配属基準人数については、別に定める。

収容定員		令和６年度	令和７年度	令和８年度
理工学部	理工学科	１，９５０人	１，９８０人	２，０１０人
	（３年次編入学）	３０人	３０人	３０人
	計	１，９８０人	２，０１０人	２，０４０人
全学部		５，３９１人	５，４１６人	５，４４１人

附　則（令和６年７月２６日改正）

この学則は、令和６年７月２６日から施行する。

附　則（令和７年１月２４日改正）

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２７日改正）

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年１月２８日改正）

１　この学則は、令和８年４月１日から施行する。

２　令和８年３月３１日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。ただし、第５条の休業日に係る改正については、この限りでない。

３　令和８年度から令和１０年度までの経済学部各学科、経済学部、理工学部理工学科、理工学部、 農学部生物資源科学科、農学部及びコスメティックサイエンス学環の収容定員は、次表のとおりとする。なお、コスメティックサイエンス学環の収容定員は、理工学部及び農学部の収容定員の内数であり、その数は【　】書きとする。

収容定員		令和８年度	令和９年度	令和１０年度
経済学部	経済学科	４３０人	４２０人	４１０人
	経営学科	３１０人	３００人	２９０人
	経済法学科	２７０人	２６０人	２５０人
	計	１，０１０人	９８０人	９５０人
理工学部	理工学科	２，０４０人 【１０人】	２，０７０人 【２０人】	２，０７０人 【３０人】
	計	２，０４０人	２，０７０人	２，０７０人
農学部	生物資源科学科	６１０人 【２０人】	６４０人 【４０人】	６７０人 【６０人】
	計	６１０人	６４０人	６７０人
コスメティックサイエンス学環		３０人	６０人	９０人
	計	３０人	６０人	９０人

附　則（令和８年３月３日改正）

１　この学則は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の第１４条第１項第５号の規定にかかわらず、令和８年３月３１日以前に設置された専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第９０条第１項に規定する者に限る。）の編入学については、なお従前の例による。

附　則（令和　　年　　月　　日改正）

この学則は、令和９年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

令和９年度において定員数が異なるものは、（　）書きに定めるところによる。

学　　部	学科又は課程	入学定員	３年次編入学定員	収容定員
教育学部	共同教員養成課程	１２０人		４８０人
	小　　計	１２０人		４８０人
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	１１０人		４４０人
	（３年次編入学）		５人	１０人
	小　　計	１１０人	５人	４５０人
経 済 学 部	経済学科	１００人		４００人 （４２０人）
	経営学科	７０人		２８０人 （３００人）
	経済法学科	６０人		２４０人 （２６０人）
	小　　計	２３０人		９２０人 （９８０人）
医　学　部	医学科	９８人 （１０１人）		５８８人 （６１２人）
	看護学科	６０人		２４０人
	小　　計	１５８人 （１６１人）		８２８人 （８５２人）
理 工 学 部	理工学科	５１０人 【１０人】		２，０４０人 【４０人】 （【２０人】）
	（３年次編入学）		１５人	３０人
	小　　計	５１０人	１５人	２，０７０人 【４０人】 （【２０人】）
農　学　部	生物資源科学科	１７５人 【２０人】		７００人 （６４０人） 【８０人】 （【４０人】）
	小　　計	１７５人 【２０人】		７００人 （６４０人） 【８０人】 （【４０人】）

コスメティックサイエンス学環		３０人		１２０人 （６０人）
	小　　計	３０人		１２０人 （６０人）
合　　計		１，３０３人 （１，３０６人）	２０人	５，４４８人 （５，４７２人）

備考

１　医学部の（　）書き定員数は、「医学部の収容定員の増加について（通知）（令和　年　月　日付　文科高第　　号）」による臨時的な入学定員の増員を受けたもの

２　理工学部の（　）書き定員数は、令和５年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）採択によるもの

３　コスメティックサイエンス学環の入学定員数及び収容定員数は、理工学部及び農学部の定員の内数とし、その数を【　】書きで示すもの

別表２（第３７条関係）

学　　部	学科又は課程	教員免許状の種類	免許教科の種類
教育学部	学校教育課程	小学校教諭１種免許状	
		中学校教諭１種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭１種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、書道、保健体育、家庭、英語
		特別支援学校教諭１種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）	
		幼稚園教諭１種免許状	
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	中学校教諭１種免許状	美術
		高等学校教諭１種免許状	美術、工芸
経済学部	経営学科	高等学校教諭１種免許状	商業
理工学部	理工学科	中学校教諭１種免許状	数学、理科
		高等学校教諭１種免許状	数学、理科、情報、工業
農学部	生物資源科学科	中学校教諭１種免許状	理科
		高等学校教諭１種免許状	理科、農業

学則変更の事由及び変更点

佐賀県において、地域間・診療科間で医師の偏在が指摘される状況が継続して生じており、地域の医師確保を目的として、令和９年度入試において、令和９年度を期限とした医学部医学科３名の入学定員を増員するため、学則の変更を行う。

令和９年度に限り、医学部医学科の入学定員 98 名を 101 名に変更し、収容定員については、609 名を 612 名とする。

佐賀大学学則改正案・現行対照表

改　　正　　案	現　　行
（学部及び学環） 第３条　本学に、次の学部を置く。 教育学部 芸術地域デザイン学部 経済学部 医学部 理工学部 農学部 ２　前項に規定する教育学部の共同教員養成課程は、第１７条の４の規定に基づき、熊本大学と共同で教育課程を編成する。 ３　本学に、次の学環を置く。 コスメティックサイエンス学環 ４　前項に規定するコスメティックサイエンス学環は、理工学部及び農学部との緊密な連係及び協力によって教育を実施する。 ５　第１項及び第３項の学部、学環、学科及び課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表１のとおりとする。	（学部及び学環） 第３条　本学に、次の学部を置く。 教育学部 芸術地域デザイン学部 経済学部 医学部 理工学部 農学部 ２　前項に規定する教育学部の共同教員養成課程は、第１７条の４の規定に基づき、熊本大学と共同で教育課程を編成する。 ３　本学に、次の学環を置く。 コスメティックサイエンス学環 ４　前項に規定するコスメティックサイエンス学環は、理工学部及び農学部との緊密な連係及び協力によって教育を実施する。 ５　第１項及び第３項の学部、学環、学科及び課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表１のとおりとする。
附　則（平成２１年３月１９日改正） １　この学則は、平成２１年４月１日から施行する。 ２　改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から令和９年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員は、	附　則（平成２１年３月１９日改正） １　この学則は、平成２１年４月１日から施行する。 ２　改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から令和８年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員は、

改　　正　　案	現　　行
次の表のとおりとする。	次の表のとおりとする。

入学定員	（略）	令和６年度	令和７年度～ 令和９年度
医学部医学科	（略）	１０３人	１０１人
医学部	（略）	１６３人	１６１人
全学部	（略）	１，３０８人	１，３０６人

入学定員	（略）	令和６年度	令和７年度～ 令和８年度
医学部医学科	（略）	１０３人	１０１人
医学部	（略）	１６３人	１６１人
全学部	（略）	１，３０８人	１，３０６人

３　改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から令和１４年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

３　改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から令和１３年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	（略）	令和９年度	令和１０年度
医学部医学科	（略）	６１２人	６０７人
医学部	（略）	８５２人	８４７人
全学部	（略）	５，４７２人	５，４６７人

収容定員	（略）	令和９年度	令和１０年度
医学部医学科	（略）	６０９人	６０４人
医学部	（略）	８４９人	８４４人
全学部	（略）	５，４６９人	５，４６４人

収容定員	令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度
医学部医学科	６０２人	５９７人	５９４人
医学部	８４２人	８３７人	８３４人
全学部	５，４６２人	５，４５７人	５，４５４人

収容定員	令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度
医学部医学科	５９９人	５９４人	５９１人
医学部	８３９人	８３４人	８３１人
全学部	５，４５９人	５，４５４人	５，４５１人

収容定員	令和１４年度
医学部医学科	５９１人
医学部	８３１人
全学部	５，４５１人

収容定員	（新設）
医学部医学科	（新設）
医学部	（新設）
全学部	（新設）

改　正　案

附　則（令和　　年　　月　　日改正）

この学則は、令和９年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

令和９年度において定員数が異なるものは、（　）書きに定めるところによる。

学部	学科又は課程	入学定員	３年次編入学定員	収容定員
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
医学部	医学科	９８人 （１０１人）		５８８人 （６１２人）
	看護学科	６０人		２４０人
	小　計	１５８人		８２８人 （８５２人）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
合　　計		１，３０３人 （１，３０６人）	２０人	５，４４８人 （５，４７２人）

備考

１　医学部の（　）書き定員数は、「医学部の収容定員の増加について（通知）（令和　年　月　日付　文科高第　号）」による臨時的な入学定員の増員を受けたもの

２～３　（略）

現　行

別表１（第３条関係）

令和８年度において定員数が異なるものは、（　）書きに定めるところによる。

学部	学科又は課程	入学定員	３年次編入学定員	収容定員
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
医学部	医学科	９８人 （１０１人）		５８８人 （６１４人）
	看護学科	６０人		２４０人
	小　計	１５８人		８２８人 （８５４人）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
合　　計		１，３０３人 （１，３０６人）	２０人	５，４４８人 （５，４４４人）

備考

１　医学部の（　）書き定員数は、「医学部の収容定員の増加について（通知）（令和７年１０月２９日付７文科高第１０９３号）」による臨時的な入学定員の増員を受けたもの

２～３　（略）

学則変更の趣旨等を記載した書類

目次

１　収容定員変更の内容　・・・P. 2

２　収容定員変更の必要性　・・・P. 3

３　収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容　・・・P. 5

添付資料１）教育課程等の概要　・・・P. 9

添付資料２）令和９年度入学定員増員計画（写）　・・・P. 10

学則変更の趣旨等を記載した書類

１　収容定員変更の内容

佐賀大学医学部医学科の入学定員については、平成 21 年度入試から「緊急医師確保対策」による平成 29 年度までを期限とした２名の臨時定員増及び「経済財政改革の基本方針 2008」による３名の恒久定員増を実施した。次に、平成 22 年度入試から「経済財政改革の基本方針 2009」による平成 31 年度までを期限とした６名の臨時定員増を実施した。続いて、平成 29 年度を期限とする「緊急医師確保対策」による２名の臨時定員について、平成 31 年度を期限とする臨時定員増を再度実施した。その後、平成 31 年度を期限とするこれらの臨時定員の終了に伴い、令和２年度入試から「経済財政運営と改革の基本方針 2018」及び令和２年度～令和６年度「医学部臨時定員の暫定的な維持について」による５名の臨時定員について、令和６年度を期限とした臨時定員増を実施した。

令和７年度入試は、令和５年 11 月９日「第 13 回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」の意見及び「令和７年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」による３名の臨時定員について、令和７年度を期限とする臨時定員増を実施した。

令和８年度入試は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」及び「令和８年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」による３名の臨時定員について、令和８年度を期限とする臨時定員増を実施した。

令和９年度入試は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」及び「令和９年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」による３名の臨時定員について、令和９年度を期限とする臨時定員増を実施する。

令和９年度を期限とする臨時定員増を踏まえて、収容定員は、再度の定員増を行わなかった場合の 609 名から 612 名に変更する。

２　収容定員変更の必要性

佐賀県は、全国に比べて人員数が不足している診療科がある。また、医師少数区域・医師少数スポットにおける医療提供整備のためにも、医師確保が必要となっている。さらに、長崎県では、本土と離島の間に医師数格差が生じており、佐賀県と同様の状況にある。

このような状況を踏まえ、本学では平成 17 年度入試から推薦入学の地域枠（８名）を、さらに平成 20 年度入試から「佐賀県推薦入学特別入試（２名）」を導入した。「佐賀県推薦入学特別入試」では、卒業後は県内の基幹型臨床研修病院において２年間の臨床研修を行い、その後６年間は県が指定する県内の医療機関において、医療活動に従事することを確約させていた。そのうち佐賀県が貸与する修学資金（佐賀県医師修学資金）を利用した者は、一定期間県内の公的病院等の小児科、産科、救急科又は麻酔科で勤務した場合には返還を免除する等の制度を設けていた。

さらに、平成 21 年度入試では「緊急医師確保対策」に基づき佐賀県から入学定員増の要請があったことを受けて、佐賀県及び本学の関係者で構成する「佐賀県における緊急医師確保対策協議会」を設置して協議を行い、増員した２名の入学定員を「佐賀県推薦入学特別入試」枠に充てて学生を受け入れていた。平成 22 年度入試では「経済財政改革の基本方針 2009」に基づく佐賀県及び長崎県からの要請を受け、６名の臨時定員増を実施し、「推薦入試」枠に充てた。また、平成 25 年度入試からはその６名を、新設した「推薦入試Ⅱ（佐賀県枠（５名）、長崎県枠（１名））」に充てた。推薦入試Ⅱの佐賀県枠は「佐賀県医師修学資金」貸与を入学後手上げ方式で行い、卒業後は佐賀県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修（２年）を行うことを確約させた。また、長崎県枠は入学後に長崎県の修学資金（長崎県医学修学資金）の貸与を受け、卒業後は長崎県が指定する県内の医療機関において、医療活動に従事することを確約させていた。

しかし、「推薦入試Ⅱ　佐賀県枠（５名）」の佐賀県医師修学資金の貸与状況が芳しくない旨の指摘を受け、本学では「推薦入試Ⅱ　佐賀県枠（５名）」と「佐賀県推薦入学特別入試（２名）」を統合し、新たに佐賀県医師修学資金の貸与を義務付ける「佐賀県推薦入学特別入試」を実施する入試改革に取り組んだ。その結果、令和２年度入試からは、「推薦入試Ⅱ佐賀県枠」の５名を廃止し、「佐賀県推薦入学特別入試」を４名に増員した。また、「佐賀県推薦入学特別入試」の入学者には、①「佐賀県医師修学資金」の貸与を６年間受けること、②キャリア形成プログラムに同意すること、③キャリア形成プログラムに基づき、高度急性期機能の需要増加に対処するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として、佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを新たに義務として課した。また、佐賀県内に若手医師を定着させるためには入学時点において地域医療に資する意思のある学生を確保する必要があることから、佐賀県と協議の上、令和７年度入試より、佐賀県推薦入学特別選抜の定員数を４名から 10 名（内訳　恒久定員：７名、臨時定員：３名）に増員した。

長崎県枠については、「１　収容定員変更の内容」のとおり、令和７年度入試における臨時定員が減員されたことで、本学に割り当てられる長崎県枠臨時定員が０名となったが、令和７年度入試においては佐賀大学医学部医学科の恒久定員を利用して長崎県枠を実施することとした。令和８年度入試からは、佐賀大学、長崎大学、佐賀県庁及び長崎県県庁の４機関で協議した結果、長崎県枠を廃止することを決定し、公表した。

３　収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

（１）　現行の取組

現行カリキュラム（令和５年度から一部改正）において、次のような地域医療に関する教育をすでに行っている。

地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要

学年	科目等名	授業場所	教育内容
1～2	医療入門Ⅰ	佐賀大学医学部 佐賀大学医学部附属病院 佐賀整肢学園こども発達医療センター ひなた村自然塾（保育所） 地域医療機能推進機構佐賀中部病院 NHO 佐賀病院、NHO 東佐賀病院	医療入門の一環として実施し、医の倫理についての基本的考え方を身につけさせるとともに、患者付添い実習を実施し、地域医療の現場を見学させ、学習の動機付けとする。
	医療入門Ⅱ	佐賀大学医学部 佐賀大学医学部附属病院	１年次から2年次まで継続したカリキュラムで実施し、早期臨床現場体験、医療体験実習などで、地域医療に密着した急性期医療現場で、さまざまな職種の業務がどのように行われているかを体験し理解させる。
3～4	地域医療	佐賀大学医学部	在宅医療やへき地医療、家庭医療、高齢者介護等も含め、地域に密着して展開されている総合診療、プライマリケアについて幅広く学習する。
4	社会医学・医療社会法制	佐賀大学医学部 佐賀市環境センター 佐賀市廃棄物最終処分場	「社会医学」の中で、プライマリヘルスケア、地域保健医療計画、衛生行政、保健所活動等の地域保健について学ぶ。
5～6	臨床実習（小児科）	佐賀大学医学部附属病院、NHO 佐賀病院、佐賀県医療センター好生館、NHO 嬉野医療センター	各診療科実習において、本学附属病院での実習の他に、地域の基幹病院等においても実習を行い、地域医療の現場を学ばせる。
	臨床実習（一般・消化器外科）	佐賀大学医学部附属病院 佐賀県医療センター好生館	各診療科実習において、本学附属病院での実習の他に、地域の基幹病院等においても実習を行い、地域医療の現場を学ばせる。
	臨床実習（精神科）	佐賀大学医学部附属病院、NHO 肥前精神医療センター	

	臨床実習（産科婦人科）	佐賀大学医学部附属病院、NHO 佐賀病院、佐賀県医療センター好生館、高木病院	地域の中核病院で遂行されている第一線の医療を体験し、地域医療の特徴や住民のニーズを知るとともに、大学病院との医療連携について学ぶ。
	臨床実習（麻酔科）	佐賀大学医学部附属病院	
	関連教育病院実習	佐賀県医療センター好生館	
5 ～ 6	地域医療実習	地域密着型医療機関・クリニック 池田内科・消化器科、矢ケ部医院、三瀬診療所、ぶどうの木クリニック、唐津市民病院きたはた、町立太良病院、くらたクリニック 地域中核病院 佐賀市立富士大和温泉病院、ひらまつ病院、織田病院、伊万里有田共立病院、国立病院機構佐賀病院、NHO 嬉野医療センター、今村病院、唐津赤十字病院、山元記念病院	一般外来診療だけではなく、訪問診療や訪問看護も含め、地域の医院、診療所等で実際に行われている第一線の医療を体験し、地域医療の特徴や地域医療に対する住民のニーズを知るとともに、大学病院等における専門診療との連携のあり方について学ぶ。
5 ～ 6	基礎系・臨床系選択科目「在宅医療・在宅ケア実習」	ひらまつ病院 ひらまつ在宅クリニック	地域医療の中核であるひらまつ病院において、訪問診療に同行し、在宅医療を体験し、訪問診療の実際を学ぶ。
5 ～ 6	基礎系・臨床系選択科目「地域包括ケア実習」	織田病院 ゆうあいビレッジ ケアコートゆうあい 訪問看護ステーションゆうあい	地域の急性期病院の救急・入院から在宅医療に至る医療の流れを体験し、ケアマネージャーのケアプランのもと、訪問看護、訪問介護、通所系サービス、ショートステイ等の介護保険サービスが地域包括ケアシステムの完成に向け、地域でどのように実践されているかを学ぶ。

5 ～ 6	基礎系・臨床系選択科目「地域家庭医療実習」	唐津市民病院きたはた 唐津市民病院きたはた訪問看護 北波多総合保健センター 離島診療所　外	地域の病院においては外来、特別養護老人ホーム等においては訪問診療、訪問看護、ケアマネージャー研修やヘルパー研修などの地域連携研修を体験し、地域における家庭医療の実際を学ぶ。
1	地域枠入学生 特別プログラム 「佐賀県内基幹病院・中核病院実習」	佐賀大学医学部附属病院、佐賀県医療センター好生館、NHO 佐賀病院、NHO 嬉野医療センター、唐津赤十字病院、唐津市民病院きたはた、佐賀市立富士大和温泉病院、町立太良病院、伊万里有田共立病院、小城市民病院、ゆうあいビレッジ、今村病院、山元記念病院	佐賀県内の基幹病院・中核病院での実習を通し、基幹病院・中核病院に求められている役割を理解し、早期から佐賀県の地域医療に関心を持つ。
1～6	地域枠入学生 特別プログラム 「地域医療セミナー/キャリア形成セミナー」	佐賀大学医学部医師育成・定着支援センター、佐賀大学医学部附属病院　外	県内外の地域医療の現状や課題についての理解を深め、医師のキャリア形成についても考える。
1～4	地域枠入学生特別プログラム「夏期地域医療実習（自治医科大学、佐賀大学、長崎大学合同夏季実習）」	唐津市馬渡島診療所、小川島診療所、加唐島診療所、三瀬診療所、唐津赤十字病院　外	佐賀県の地域医療や様々な医療体制を学び、将来佐賀県の地域医療に貢献する予定の医学生と離島やへき地に行き、佐賀県の地域医療の実際を体験する。、地域医療へのモチベーション強化を図る。
1	学外チューター （alumni tutor）制度	佐賀県内の協力医療機関	佐賀県で地域医療を行っているロールモデルの医師（学外チューター、alumni tutor）と入学期早期より交流する。学外チューターや他の医療スタッフとのミーティングやその医師の所属する医療施設の見学等を行う。
1～6	西部医療圏等での病院実習	西部医療圏等の協力医療機関	佐賀県の医師不足地域である西部医療圏などの医療機関を 10 名程度の医学生で訪問し、講義や実習等を通して、その地域を知り、地域医療の現状と課題を理解する。

今後行う取組

佐賀県と協力し、「地域枠入学生特別プログラム」として、通常のカリキュラムに加えて上記のとおり「佐賀県内基幹病院・中核病院実習」、「地域医療セミナー」、「夏期地域医療実習」「学外チューター制度」「西部医療圏等での病院実習」を実施している。

また、医師を志す佐賀県内の高校生を対象にした高大接続事業として「医療人へのとびら」を実施し、医師の仕事の実務や医学部での学びについて知ってもらい、佐賀県内からの志願者、入学者確保の継続的な取組を行っている。

令和３年４月設置の「佐賀県医師育成・定着支援センター」では、学生・地域枠臨床研修医との個別面談や、セミナー（高校訪問型説明会、会場型説明会）開催、「佐賀県医師・医学生キャリア支援サイト」による情報発信等を通して、佐賀県に根ざして活躍する医師育成に向けて継続的な取組を実施している。

長崎県では、地域枠入学生を対象に、離島医療への意欲向上や認識を深めるため、毎夏２泊３日行程で離島地区にて小グループでの討論・発表を行う「夏季研修（サマーワークショップ）」や県養成医師の講演や意見交換を行う「冬季研修（ウィンターミーティング）」を実施している。研修以外でも、３～５年生を対象に、県養成医師が勤務する病院企業団の病院等を見学するための旅費の助成を行い、学生が将来勤務する病院を見学しやすくする取組や離島・へき地等の病院に勤務する医師、看護師、医療技術者が一堂に会し、種々の医療上の問題点を調査研究した成果等を発表する場である「長崎県地域医療研究会」に学生を参加させることで地域医療への理解を深めるような取組を行っている。

さらに、令和５年度入学生から、臨床実習を４年生後半から開始し、「地域医療実習」を２週間から８週間に延長する。そのために地域医療実習協力施設と協議を続けた結果、現在の 18 施設から 30 施設に増やして対応する予定である。この取組により、地域医療の担い手育成、医療現場の人材不足解消、地域と大学の連携を強化し、佐賀県の地域医療に貢献する。

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

（医学部医学科）

科目区分		授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	授業形態 講義	授業形態 演習	授業形態 実験・実習	基幹教員等の配置 教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員（助手を除く）以外の教員	備考
教養教育科目	大学入門科目	大学入門科目Ⅰ（医療入門Ⅰ）	1通	○	4			○			3	1					※演習
		小計（1科目）	－		4			－			3	1	0	0	0	0	
	共通基礎科目 外国語科目	英語	1通	○	4			○				1					
		小計（1科目）	－		4			－			0	1	0	0	0	0	
	共通基礎科目 情報リテラシー科目	情報基礎概論	1前	○	2			○								1	
		情報基礎演習Ⅰ	1前	○	1				○							1	
		小計（2科目）	－		3			－			0	0	0	0	0	2	
	基本教養科目	自然科学と技術の分野 文化の分野 現代社会の分野	1・2	○		14		○			7	6	1	3		14	
		小計（3科目）	－			14		－			7	6	1	3	0	14	
	インターフェース科目		1・2	○		8		○			4	4		2		10	
	小計（1科目）		－		33			－			4	4	0	2	0	10	
専門教育科目	専門基礎科目	生命倫理学	1前	○	2			○				1					
		行動科学原論	1前	○	2			○			1	1				1	※演習
		医療入門Ⅱ	2通	○	2			○			3			1			※演習※実習
		医療統計学	1後	○	1			○			1						※演習
		物理学	1前	○	2			○				1					※実習
		化学	1前	○	3			○			1	1		1			※実習
		生物学	1前	○	3			○			1	1		1		1	※実習
		小計（7科目）	－		15			－			7	5	0	3	0	2	
	基礎医学科目	分子生物学Ⅰ	1前	○	2			○			1			2			
		分子生物学Ⅱ	1後	○	3			○			1			2		1	※実習
		免疫学	2前	○	2			○			1	1					※実習
		人体発生学	1後	○	1			○			1			1			
		組織学	2前	○	4			○			1			2			※実習
		神経解剖学	2前	○	2			○			1			2			※実習
		肉眼解剖学概説	1後	○	2			○			1		1	1			
		肉眼解剖学	2通	○	4			○			1		1	1			※実習
		生化学	2前	○	2			○			1	1		1		1	※実習
		動物性機能生理学	2前	○	3			○			1	1		1			※実習
		植物性機能生理学	2前	○	3			○			1			2			※実習
		薬理学	2後	○	3			○				1		1			※実習
		微生物学	2後	○	3			○						1			※実習
		病理学	2後	○	3			○			1		1	2		1	※実習
		小計（14科目）	－		37			－			12	4	3	19	0	3	
	臨床・社会医学科目	臨床医学入門	3～4	○	7			○			4	3		1		4	※演習
		循環器	3前	○	4			○			2	4	2	4		3	※演習※実習
		呼吸器	3前	○	3			○			1	2		4		5	※演習※実習
		消化器	3前	○	4			○			4	2		4		12	※演習※実習
		代謝・内分泌・腎・泌尿器	3前	○	4			○				3		6		11	※演習※実習
		血液・腫瘍・感染症	3後	○	4			○			3	2		2		8	※演習※実習
		皮膚・膠原	3後	○	3			○			3	4		2		2	※演習※実習
		運動・感覚器	3後	○	4			○			3	1	1	9		18	※演習
		精神・脳・神経	3後～4前	○	4			○			4	2		10		4	※演習※実習
		小児・女性	4前	○	4			○			3	3		6		11	※演習※実習
		救急・麻酔・総合診療	4前	○	4			○			2	3		1		16	※演習
		社会医学・医療社会法制	4前	○	6			○			3	2		3		3	※演習※実習
		統合医療	4前	○	3			○			2			2			※演習※実習
		医学英語	3～4前	○	2			○			1						
		小計（14科目）	－		56			－			35	31	3	54	0	97	
	臨床実習	臨床実習	4後～6前	○	60					○	11	7	6	21		40	
		地域医療実習	5～6前	○	4					○	1	1				2	
		関連教育病院実習	5～6前	○	4					○	1	1				1	
		小計（3科目）	－		68			－			13	9	6	21	0	43	
	選択科目	基礎系・臨床系選択科目	2～6前	○						○	30	25	2	41			
		地域枠入学生特別プログラム科目	1～6			6				○						3	
		特定プログラム教育科目	1～4	○				○									
		学外研修・ボランティア等	1～6														
		小計（4科目）	－			6		－			30	25	2	41	0	3	
合計（50科目）			－	－	209	6		－			30	27	4	80	0	142	

学位又は称号	学士（医学）	学位又は学科の分野	医学関係

卒業・修了要件及び履修方法	授業期間等	
教養教育科目33単位以上，専門教育科目182単位以上を修得し，215単位以上修得すること。 なお，教養教育科目の選択科目のうち，「自然科学と技術の分野」，「文化の分野」，「現代社会の分野」から14単位を選択必修とし，インターフェース科目より8単位を選択必修とする。 かつ，「自然科学と技術の分野」，「文化の分野」，「現代社会の分野」の各分野から2単位以上を修得すること。	１学年の学期区分	2期
	１学期の授業期間	15週
	１時限の授業の標準時間	90分

令和９年度
医学部入学定員増員計画

佐大企評第１３６号
令和８年８月２１日

文部科学省高等教育局長　殿

国立大学法人佐賀大学長
野出　孝一

「地域の医師確保等の観点からの令和９年度医学部入学定員の増加について（令和８年８月７日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

＜連絡先＞

責任者連絡先	職名・氏名	総務部企画評価課長・髙橋　亮
	TEL	0952-28-8812
	E-mail	kihyo@mail.admin.saga-u.ac.jp

大学名	国公私立
佐賀大学	国立

1．現在（令和８年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
101	0	0	614

（収容定員計算用）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
（ア）入学定員	103	103	103	103	101	101	614
（イ）2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
（ウ）3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	103	103	103	103	101	101	614

2．<u>本増員計画による入学定員増を行わない場合</u>の令和９年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
98	0	0	588

（収容定員計算用）

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	計
（ア）入学定員	98	98	98	98	98	98	588
（イ）2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
（ウ）3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	98	98	98	98	98	98	588
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）							

3．令和９年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
101	0	0	591

（収容定員計算用）

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	計
（ア）入学定員	101	98	98	98	98	98	591
（イ）2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
（ウ）3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	101	98	98	98	98	98	591
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）							

増員希望人数	3

（内訳）

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増（地域枠）	3
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増（研究医枠）	0
計	3

地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	3

（１）対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	佐賀県	3
大学所在地以外の都道府県		
計		3

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

（２）修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R7地域枠定員（※1）	R7貸与者数（※2）	R8地域枠定員（※1）	R8貸与者数（※2）	R7とR8の貸与者数のうち多い方の数
佐賀県	3	10	3	10	10
					0
					0
					0
					0
					0
計	3	10	3	10	10

（※1）臨時定員分のみご記入ください。

（※2）恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

（３）令和９年度地域の医師確保のための入学定員増について

１．大学が講ずる措置

１－１．地域枠学生の選抜

①**令和７年度に実施した**地域枠学生（令和８年入学）の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	うち臨時定員分	選抜方法（※1）	出願要件（※1）	診療科の選定の有無	（診療科の選定が有る場合）その診療科名	開始年度	一般枠との併願	備考
佐賀県推薦入学特別選抜	（ⅳ）その他※備考欄に詳細を記入	別枠（先行型）	10	3	1.佐賀県による第一次選考 調査書、所信書及び個別面接の結果を総合的に判断する。 2.佐賀大学による第二次選考 佐賀県からの推薦を受けた者に対し、小論文を課し、面接を行い、大学入学共通テストの成績及び佐賀県からの推薦理由等を総合的に判断して合格者を決定する。	(1) 佐賀県が責任をもって推薦できる者（佐賀県による第一次選考合格者） (2) 病める人の気持ちが理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、佐賀県内での医療活動に従事し、県民の健康と福祉の増進に寄与する医師となることを目指す者 (3) 高等学校を2026年3月に卒業見込みの者若しくは2023年4月以降に卒業を認められた者、又は、高等専門学校第3学年を2026年3月修了見込みの者若しくは2023年4月以降に修了した者で、いずれも高等学校等における調査書の学習成績概評がA段階に属する者（高等学校には、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む） (4) 最終合格者は、必ず佐賀大学医学部に入学し、入学後は、「佐賀県医師修学資金」の貸与を6年間受け、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム（佐賀県が策定した医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号に規定する計画）に同意することを確約できる者 (5) 大学卒業後は、キャリア形成プログラムに基づき、①高度急性期機能の需要増加に対処するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、②総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを確約できる者	有（義務）	総合診療科、内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科、救急科	H21以前	併願不可	佐賀県が行う第１次選考を経て、佐賀県の推薦により佐賀大学医学部による第２次選考を受験する。
合計			10	3							

（※1）貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

②**令和８年度に実施する**地域枠学生（令和９年入学）の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行う場合には、それぞれご記入ください。
また、参考としてPRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法（※1）	出願要件（※1）	診療科の選定の有無	（診療科の選定が有る場合）その診療科名	開始年度	一般枠との併願	備考
				うち臨時定員分							
佐賀県推薦入学特別選抜	（ⅳ）その他※備考欄に詳細を記入	別枠（先行型）	10	3	1.佐賀県による第一次選考 調査書、所信書及び個別面接の結果を総合的に判断する。 2.佐賀大学による第二次選考 佐賀県からの推薦を受けた者に対し、小論文を課し、面接を行い、大学入学共通テストの成績及び佐賀県からの推薦理由等を総合的に判断して合格者を決定する。	(1) 佐賀県が責任をもって推薦できる者（佐賀県による第一次選考合格者） (2) 病める人の気持ちが理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、佐賀県内での医療活動に従事し、県民の健康と福祉の増進に寄与する医師となることを目指す者 (3) 高等学校を2027年3月に卒業見込みの者若しくは2024年4月以降に卒業を認められた者、又は、高等専門学校第3学年を2027年3月修了見込みの者若しくは2024年4月以降に修了した者で、いずれも高等学校等における調査書の学習成績概評が A段階に属する者（高等学校には、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む） (4) 最終合格者は、必ず佐賀大学医学部に入学し、入学後は、「佐賀県医師修学資金」の貸与を6年間受け、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム（佐賀県が策定した医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号に規定する計画）に同意することを確約できる者 (5) 大学卒業後は、キャリア形成プログラムに基づき、①高度急性期機能の需要増加に対処するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、②総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを確約できる者	有（義務）	総合診療科、内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科、救急科	H21以前	併願不可	佐賀県が行う第１次選考を経て、佐賀県の推薦により佐賀大学医学部による第２次選考を受験する。
合計			10	3							

（※1）貴大学において、PRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）に記載の内容（貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容）をご記入ください。
※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

１－２．教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要（令和９年度）について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

「地域枠入学生特別プログラム」では、1年次生対象「佐賀県内基幹病院・中核病院実習」や、1～4年次対象「夏期地域医療実習」を行い、県内の地域医療の現状、住民のニーズを知り、早期からの県内医療者との仲間づくりや修学へのモチベーションの強化を図っている。またキャリア支援として、１～６年次生対象「地域医療セミナー/キャリア形成セミナー」で今後のキャリア選択のための初期研修に関する説明会を開催。令和5年度からは医学科１年生対象に「学外チューター（alumni tutor)制度」を導入し、県内で地域医療をに携わっている医師と入学後早期から接する機会を設定し、令和６年度からは全学生対象に佐賀県の医師不足地域である「西部医療圏等での病院実習」を実施している。

（参考：記入例）
1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。令和９年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②（過去に地域枠を設定したことがある場合）これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成20年度から佐賀県推薦入学特別入試を開始した。平成21年度からは、地域枠による増員を使って佐賀県推薦入学特別入試を行い、平成22年度からは一般入試に佐賀県奨学金枠と長崎県奨学金枠を設定した。平成25年度入試から推薦入試Ⅱ佐賀県枠を、平成26年度入試から推薦入試Ⅱ長崎県枠を開始した。これらの地域枠から約50名が地域医療に貢献している。

（参考：記入例）
平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和８年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容（正規科目）について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者（※1）	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
１年次	佐賀県内基幹病院・中核病院実習	全員	必修	選択	実習	1	H25
１～６年次	地域医療セミナー/キャリア形成セミナー	全員	必修	選択	講義	0.1/回	H26
１～４年次	夏期地域医療実習	全員	必修	選択	実習	0.6	H28
１年次	学外チューター制度	地域枠学生	必修		講義	0.1/回	R5
１～６年次	西部医療圏等での病院実習	全員	必修	選択	実習	0.2/回	R6

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。（地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。）
※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者（※1）	都道府県との連携	期間（例：○週間）	プログラムの概要（1～2行程度）	開始年度

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。
※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。（令和８年度以前から継続する取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

２．都道府県等との連携等

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第４条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定主体	貸与人数	貸与対象	貸与額　（例：200,000）		返還免除要件	選抜方法		診療科の選定の有無	（診療科の選定が有る場合）その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無（※1）			
佐賀県	10	新入生	106,250	7,650,000	卒業後2年間、佐賀県内の基幹型臨床研修病院にて臨床研修を受け、臨床研修修了後9年間、特定の診療科（産婦人科、小児科、救急科、麻酔科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科）等の医師として佐賀県内の公立病院等に勤務した場合	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	×	有（義務）	産婦人科、小児科、救急科、麻酔科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科	1年次　125,833 年額1,510,000 2～6年次102,333 年額1,228,000

（※1）診療科の限定または推奨がある場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
※該当がない場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
高校訪問「医"志"を知るセミナー」	県の担当者と大学の教員が、医学部医学科への志願者の多い県内の高校を訪問し、進学セミナーを行っている。	R2
医師育成・定着支援センターの設置	県の委託事業として大学内にセンターを設置し、専任の教員が県と連携して、医師・学生への総合的・継続的な教育・就業支援を行っている。	R3

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

3．在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援

在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援についてご記入ください。（都道府県と連携した取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
キャリア形成セミナー	医師のキャリア形成に関する講演	R6
学外チューター（alumini tutor）制度	地域医療に従事する理想の医師像を継続的にイメージするため、ロールモデルとなる地域医療に従事する医師と、入学早期から継続して接する機会を設ける	R5

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

４．その他

<u>１～３に記入したもの以外で、</u>その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～3行程度）
特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組予定がありましたら、ご記入ください。

佐賀県のキャリアコーディネーターとして登録されている 医師育成・定着支援センターの教員３名が、地域枠学生等の面談を行い卒業後のことを見据えて個別のキャリア形成支援を行っている。

学生確保の見通し等を記載した書類

目次

１　学生確保の見通し及び定員充足の根拠となる客観的なデータの概要　・・・P. 2

２　学生確保に向けた具体的な取組状況　・・・P. 4

学生確保の見通し等を記載した書類

１．学生確保の見通し及び定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

佐賀大学における入学志願者等の実績（過去５年）は以下のとおりである。

入学志願者数及び入学者数（医学部医学科）

年度	入試種別	入学定員	志願者数	志願倍率	入学者数	県内入学者数(%)
令和８年度	前期日程	51	278	5.5	54	
	学校推薦型選抜Ⅱ（一般枠）	18	79	4.4	18	
	学校推薦型選抜Ⅱ（佐賀県枠）	22	43	2.0	22	
	佐賀県推薦入学	10	33	3.3	10	
	帰国生徒選抜	若干人	3	－	0	
	私費外国人留学生入試	若干人	1	－	0	
	計	101	437	4.3	104	28（27%）
令和７年度	前期日程	50	238	4.8	53	
	後期日程	4	170	42.5	4	
	学校推薦型選抜Ⅱ（一般枠）	18	58	3.2	18	
	学校推薦型選抜Ⅱ（佐賀県枠）	18	52	2.9	18	
	学校推薦型選抜Ⅱ（長崎県枠）	1	2	2.0	1	
	佐賀県推薦入学	10	30	3.0	9	
	帰国生徒選抜	若干人	1	－	0	
	私費外国人留学生入試	若干人	0	－	0	
	計	101	551	5.5	103	25（24%）
令和６年度	前期日程	50	186	3.7	53	
	後期日程	10	223	22.3	10	
	学校推薦型選抜Ⅱ（一般枠）	20	55	2.8	20	
	学校推薦型選抜Ⅱ（佐賀県枠）	18	54	3.0	17	
	学校推薦型選抜Ⅱ（長崎県枠）	1	2	2.0	0	
	佐賀県推薦入学	4	13	3.3	4	
	帰国生徒選抜	若干人	1	－	0	
	私費外国人留学生入試	若干人	0	－	0	
	計	103	534	5.2	104	21（20%）

年度	入試種別	入学定員	志願者数	志願倍率	入学者数	県内入学者数(%)
令和５年度	前期日程	50	229	4.6	50	
	後期日程	10	223	22.3	10	
	学校推薦型選抜Ⅱ（一般枠）	20	61	3.1	20	
	学校推薦型選抜Ⅱ（佐賀県枠）	18	57	3.2	18	
	学校推薦型選抜Ⅱ（長崎県枠）	1	3	3.0	1	
	佐賀県推薦入学	4	7	1.8	4	
	帰国生徒選抜	若干人	2	－	0	
	私費外国人留学生入試	若干人	0	－	0	
	計	103	582	5.7	103	22（21%）
令和４年度	前期日程	50	232	4.6	50	
	後期日程	10	227	22.7	10	
	学校推薦型選抜Ⅱ（一般枠）	20	55	2.8	20	
	学校推薦型選抜Ⅱ（佐賀県枠）	18	47	2.6	18	
	学校推薦型選抜Ⅱ（長崎県枠）	1	2	2.0	0	
	佐賀県推薦入学	4	13	3.3	4	
	帰国生徒選抜	若干人	0	－	0	
	私費外国人留学生入試	若干人	0	－	0	
	計	103	576	5.6	102	25（25%）

・令和８年度入試より後期日程及び学校推薦型選抜Ⅱ（長崎県枠）廃止
・佐賀県推薦入学は、佐賀大学による第二次選考志願者数

令和４年度の入学者数が１人不足しているのは、学校推薦型選抜Ⅱ長崎県枠（募集人員１人）の受験者全員が本学部の定める共通テストの得点基準を満たせず、合格者を出せなかったためである。なお、長崎県枠は地域枠であるため、確保できなかった募集人員を別枠に振り替えて補充することは認められていない。

令和６年度入学者数が１人、令和７年度入学者数が２人、並びに令和８年度入学者が３名超過しているのは、前期日程及び後期日程において合格発表後に辞退者が発生することを想定し、合格者数を募集人員より多く出したが、想定より辞退者が少なかったためである。

過去５年の入学志願者数を見ても、志願倍率は十分確保されており、オープンキャンパス実施（令和８年度事前予約２６０名、当日参加者４１名の合計３０１名）や入試説明会等により広報を続けることで、入学定員は充足できる見込みである。

２．学生確保に向けた具体的な取組状況

本学では、学部の趣旨や特色ある教育等の理解を促すため、積極的に次の広報活動を行っている。

（１）ウェブサイトによる広報

本学のホームページにおいて、入学を希望している学生向けに、学部教育の基本理念、教育目的、入試情報、キャンパス情報等の情報発信を行っている。

（２）オープンキャンパスでの周知

毎年８月にオープンキャンパスを学科毎に開催している。令和８年度は事前予約２６０名、当日参加者４１名の合計３０１名の参加があった。また、医学部医学科の在学生による学科紹介や模擬講義、医療機器等を用いた体験プログラムなどを企画しており、高校生が医師という職業や医学教育への理解を深め、自らの進路を主体的に考え、入学に繋げていくことを支援する。

（３）継続・育成型の高大連携活動（とびらプロジェクト）

佐賀大学では、継続・育成型の高大連携活動（とびらプロジェクト）の１つとして、医師・看護師を目指す高校生１～３年生までを対象とした「医療人へのとびら」を実施している。医療現場や研究で活躍する医学科等の教員による講話やグループ討論などを含んだメニューで構成されており、学生自らが進路を考え、大学での積極的な学びに繋がることを企図している。

（４）各種説明会の実施

九州地区国立大学合同説明会等への参加、県内高校を訪問しての大学説明会の実施を通じて、入試概要や特色ある教育等についての情報発信を行っている。

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教　　員　　名　　簿

学　長　又　は　校　長　の　氏　名　等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	現　職 （就任年月）
一	学長	ノデ　コウイチ 野出　孝一 ＜令和７年10月＞		博士（医学）		国立大学法人佐賀大学長 （令和７年10月～令和11年９月）